



## とうきょう すくわくプログラム ロゴ 利用マニュアル

# Regulation

## ■ はじめに

---

本マニュアルは、とうきょう すくわくプログラムのロゴを構成するデザイン要素とその使用規定を示しています。

ロゴを使用する際には必ず本マニュアルをご確認の上、正しく使用してください。

## ■ ロゴのデザインコンセプト

---



こどもの「すくすく×わくわく」をおうえん

### ■ とうきょう すくわくプログラム ロゴ

すくすく育ち、わくわくを大切にしてほしいという、プログラムに込めた想いを伝えるため、「とうきょう すくわくプログラム」のシンボルとなるロゴを作成しました。

子供の育つ様子を木の成長や芽吹きイメージを重ねて表現しました。

自然、音、光など、多様なテーマについて、手で触る、心で感じる等の探究する姿をデザインしています。

## ■ ロゴの基本形

カラー



こどもの「すくすく×わくわく」をおうえん

グレー



こどもの「すくすく×わくわく」をおうえん

カラー反転



こどもの「すくすく×わくわく」をおうえん

グレー反転



こどもの「すくすく×わくわく」をおうえん

単色モノクロでしか使用できない場合は、グレーパターンをご使用ください。

図形、文字、タグラインを切り離して別々に使用することはできません。

## ■ カラー指定・フォント指定

カラーパターンを使用する場合は、以下のカラーでご使用をお願いいたします。



① ————— こどもの「すくすく×わくわく」をおうえん

① 使用フォント：源柔ゴシック Bold

① # 7A6A56

C 50% M 50% Y 60% K 25%  
R 122 G 106 B 86

② # F8B62D

C 0% M 35% Y 85% K 0%  
R 248 G 182 B 45

③ # EA5452

C 0% M 80% Y 58% K 0%  
R 234 G 84 B 82

④ # 8FC31F

C 50% M 0% Y 100% K 0%  
R 143 G 195 B 31

⑤ # E89FB6

C 6.27% M 47.84% Y 11% K 0%  
R 232 G 159 B 182

⑥ # 00A29A

C 80% M 10% Y 45% K 0%  
R 0 G 162 B 154

## ■ カラー指定(グレー)

単色モノクロでしか使用できない場合は、以下のカラーでご使用をお願いいたします。



1 # 3D3D3D

C 0% M 0% Y 0% K 76%  
R 61 G 61 B 61

2 # B2B2B2

C 0% M 0% Y 0% K 30%  
R 178 G 178 B 178

3 # 767676

C 0% M 0% Y 0% K 54%  
R 118 G 118 B 118

4 # BDBDBD

C 0% M 0% Y 0% K 26%  
R 189 G 189 B 189

5 # AFAFAF

C 0% M 0% Y 0% K 31%  
R 175 G 175 B 175

6 # A6A6A6

C 0% M 0% Y 0% K 35%  
R 166 G 166 B 166

■ 禁止事項・使用禁止例

ロゴを正しく表示するための使用禁止例を示しています。

1



伸ばしたり歪めたりしては  
ならない。

2



基本形の色以外に色を  
変更してはならない。

3



書体を変えてはならない。

4



ドロップシャドウや  
袋文字への加工など、  
いかなるグラフィック処理も  
してはならない。

5



一部をカットしてはならない。

6



背景が濃い色の場合は  
ロゴの識別性を考慮し、  
背景に溶け込まないために  
白フチなしで使用してはならない。  
(グレーの場合はK10%以下)

7



コントラストの低い色など、  
識別性が低くなるような背景色で  
ロゴが沈んで見えるときは  
白フチを付けることも可能。

8



傾きを付けて  
表示してはならない。

9



枠で囲ったり、印象が変わるような  
罫線や図形と組み合わせでは  
ならない。

10



ロゴを連続パターンにしては  
ならない。

11



図形、文字、タグラインを  
切り離して使用してはならない。

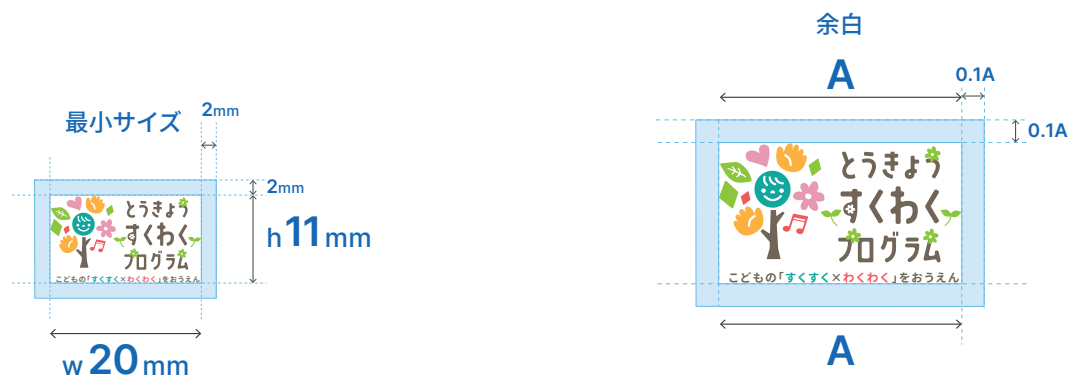
**■ 次の場合は、利用できません。**

- 東京都（以下「都」という。）または「とうきょう すくわくプログラム」（以下「プログラム」という。）の信用又は品位を傷つけ、若しくはプログラムの推進に係る正しい理解の妨げになるなど、都の業務に支障又は不利益を及ぼすとき
- 「とうきょう すくわくプログラムロゴ」（以下「すくわくロゴ」という。）を用いて特定の商品等を広告・宣伝するとき
- 特定の商品等の利益に寄与する可能性があると思われるとき
- 利用者が提供する物品やサービス等について、すくわくロゴを掲載し、都による推奨がある、あるいは、都が品質や安全性を保障していると誤認させる表記を加えて利用するとき
- コンテンツ・商品として再配布・販売するとき
- 本マニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき

※詳細は「とうきょう すくわくプログラムロゴの取扱に関する要領」をご確認ください。



## ■ 使用最小サイズ・余白



- ① 分解・加工等は一切行わず、このまま利用すること。
- ② 拡大・縮小は「相似形」(縦横比を固定) とすること。
- ③ 視認性を確保するため、最小使用サイズ・最小余白を厳守すること。